

平成30年4月1日
から施行

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の相談（そうだん）体制（たいせい）

下図①②のような「障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の相談（そうだん）」の相談（そうだん）は、障がい福祉課（ふくしか）へ。
相談（そうだん）による解決（かいけつ）が困難（こんなん）な場合には、助言（じょげん）またはあっせんによる解決（かいけつ）を図（はか）ります。



相談窓口 秋田市福祉保健部障がい福祉課 TEL 018-888-5663

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）とはどんなこと？

①【不当な差別的取扱い】

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として、サービスや商品の提供（しょうひん ていきょう）を拒否（きよひ）したり、条件（じょうけん）を付けたりすること

【具体例】



障がいがあることを伝えると、それを理由（りゆう）に契約（けいやく）を断（ことわ）られた。

②【合理的な配慮の不提供】

障がい（しょうがい）により受ける制限（せいげん）について、解消（かいしょう）するための必要な配慮（ひつよう はいしよ おこな）を行わないこと

【具体例】



聴覚（ちやうかく）に障がい（しょうがい）があることを伝（つた）えたが、必要な情報（ひつよう じょうほう おんせい）を音声（おんせい）のみで提供（ていきよう）された。

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
周知用パンフレット（平成30年3月）

秋田市
福祉保健部障がい福祉課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018-888-5663 FAX 018-888-5664
E-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

秋田市 障がいのある人もない人も 共に生きるまちづくり条例

秋田市（あきたし）では、市民（しみん）一人（ひとり）ひとりが、障がい（しょうがい）の有無（うむ）によって分け隔（わ）てられることなく、誰もが、人格（じんかく）と個性（こせい）を尊重（そんちょう）し、ともに支（さ）え合い、地域（ちいき）で安心（あんしん）して暮（く）らしながら、生きがい（いきがい）を持って参加（さんか）できる社会（しゃかい）（共生（きやうせい）する社会（しゃかい））の実現（じつげん）を目指（めざ）します。

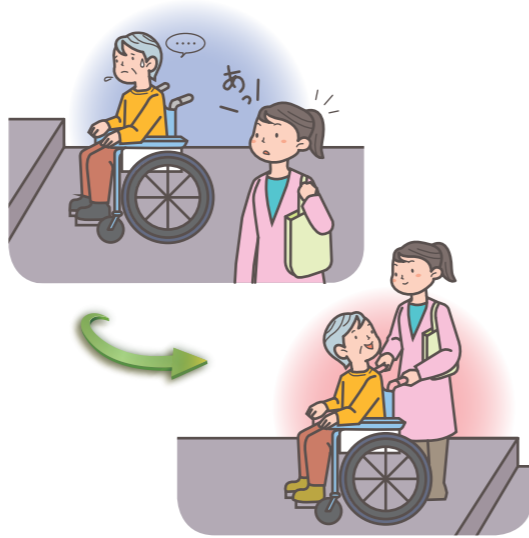


「共生（きやうせい）する社会（しゃかい）」の実現（じつげん）に向けた取組（とりくみ）を進（すす）めていくため、平成（へいせい）29年（ねん）12月（がつ）に条例（じょうれい）を制定（せいてい）し、平成（へいせい）30年（ねん）4月（がつ）から施行（しこう）します。
みなさまのご理解（りかい）と取組（とりくみ）へのご協力（きやうりよく）をお願いします。

この条例の目的 ～「共生する社会」の実現のために～

障がいのある人は、障がいに対する周囲の理解の不足や誤解、偏見により、障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、日常生活など様々な場面において、その活動が制限されることがあります。

共生する社会の実現のためには、障がいのある人が受ける制限について、個人の問題ではなく、市民一人ひとりの問題と捉え、協力して取り組んでいく必要があることから、条例では、基本となる考えについて定め、取組を進めていくことを目的としています。



実現に向けて、わたしたちにできること

1 障がいについて、正しく理解しましょう

- 障がいは誰にでも生じる可能性のある身近なものです。
- さまざまな種類があり、外見だけではわからない障がいもあります。
- 周囲の理解や配慮により、社会参加の機会が広がります。

2 日常生活などにおいて、適切な配慮をしましょう

- 次の例を参考にしながら、障がいについての理解を深め、適切な配慮につなげましょう。(適切な配慮が必要となる場合について考えてみましょう。)



聴覚に障がいのある人に、施設の受付などで、筆談や手話など、音声以外の方法で意思疎通する。



視覚に障がいのある人に、記載されたメニューやサービスの内容などを読み上げながら説明する。



車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。

★ 「共生する社会」の実現

【この条例でいう「障がいのある人」とは】

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活などに相当な制限を受ける状態にある人をいいます。(※障がい者手帳を持つ人だけに限りません。)

「共生する社会」の実現に向けた取組

1 障がいについての理解の促進

- 障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めるための活動を進めます。
- 障がいのある人もない人も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保に努めます。



2 情報の取得と意思疎通の支援

- 障がいのある人が、容易に情報を取得でき、互いに意思疎通することができるよう支援します。
- 障がいの特性に応じ、多様な意思疎通の手段の普及に努めます。



3 自立と社会参加への支援

- 障がいのある人が、移動の手段を確保し、安全に利用することができるように、関係者の理解、協力が得られるよう努めます。
- 関係機関との連携により、障がいのある人の雇用の機会を広げるための支援を行います。

